

1 導入の経緯

公の施設については、平成17年度に指定管理者制度活用の基本方針を定め、民間事業者等のノウハウを活用することにより、行政サービスの向上や公の施設の効果的かつ効率的な運営につながるものについて、指定管理者制度を活用することになりました。

また、平成26年度に行財政改革大綱を策定し、具体的な改革内容を示した行財政改革実行計画において、指定管理者制度の導入があげられています。

広葉交流センター(以下「センター」という。)については、平成26年7月にオープン以来、一部民間活力を活用した業務委託方式により、直営での管理・運営を行ってきています。

今後は、更なる民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、一層の利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入するものです。

2 条例改正

センターの運営管理を指定管理者に行わせるため、「北広島市広葉交流センター条例(平成26年条例第5号)」及び「北広島市広葉交流センター条例施行規則(平成26年規則第21号)」を一部改正します

条例で定める事項

- ① センターの管理を指定管理者に行わせることができること。
- ② 指定管理者が行う業務
 - (1) センターの維持管理に関する業務
 - (2) センターの使用許可に関する業務
 - (3) その他市長が定める業務
- ③ 指定管理者は、適正にセンターの管理を行うこと。

3 今後のスケジュール

日 程	内 容
平成29年 4月15日 ~ 5月15日	パブリックコメントの実施
平成29年 5月下旬	パブリックコメント検討結果の公表
平成29年 6月	市議会・第2回定例会議案上程 ・条例改正
平成29年 8月(予定)	指定管理者募集
平成29年 12月	市議会・第4回定例会議案上程 ・指定管理者の指定
平成30年 4月1日	条例施行・指定管理者委託開始